



2022年12月27日

各 位

会 社 名 関西電力株式会社  
代 表 者 名 代表執行役社長 森 望  
(コード：9503 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 経理部長 上西 隆弘  
T E L 050-7105-9084

### 託送供給等約款の認可申請について

当社子会社の関西電力送配電株式会社は、改正電気事業法第18条第1項<sup>\*1</sup>に基づき、託送供給等約款<sup>\*2</sup>の認可申請を行うことを本日の取締役会で決定し、経済産業大臣に行いました。

今回の認可申請では、2023年度から導入される「新たな託送料金制度」に向け、12月23日に第1規制期間（2023～27年度）における託送料金の収入上限が承認されたことを踏まえ、託送料金単価の見直しを行いました。

また、今回の認可申請では、上記のほか、託送料金メニュー等についても、見直しを行いました。

今回認可申請を行った託送供給等約款は、今後、国による審査を受けるものであり、真摯に対応してまいります。

#### ○主な見直し内容

##### (1) 託送料金単価の見直し

(参考) 見直し前後の託送料金平均単価

- ・ 低圧単価 : 8円20銭/kWh (7円93銭/kWh) <sup>\*3</sup>
- ・ 高圧単価 : 4円85銭/kWh (4円14銭/kWh) <sup>\*3</sup>
- ・ 特別高圧単価 : 2円38銭/kWh (2円30銭/kWh) <sup>\*3</sup>

##### (2) 託送料金メニューの見直し

再生可能エネルギーの有効活用等の観点から、電化推進や需要応動(上げDR<sup>\*4</sup>)を後押しする託送料金面の対応として、既存のピークシフト割引および自家発補給電力の特別措置の適用範囲を拡大すべく、当該内容を供給条件に反映しました。

##### (3) N-1電制<sup>\*5</sup>における費用負担の取扱い

国の審議会において、N-1電制におけるオペレーション費用や電制実施に必要な制御装置設置等の初期費用を一般送配電事業者が負担することと整理されたことに伴い、当該内容を供給条件に反映しました。

(4) インバランス料金<sup>※6</sup>の未収リスクに関する保証金の取扱い

国の審議会において、インバランス料金の大規模な未払い等を防止し、社会的負担の抑制を図る観点から、インバランス料金の未収リスクに備え、保証金を求めることができる旨を、託送供給等約款に明記することと整理されたことに伴い、当該内容を供給条件に反映しました。

(5) 損失率<sup>※7</sup>の見直し

国の審議会において、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、託送供給等約款に定める損失率は年度によって変動することが考えられるため、毎年至近3年の実績損失率の平均値に見直すことが望ましいと整理されたことに伴い、2019～21年度の実績損失率の平均値に変更しました。

電 圧	現 行	見直し後
低圧で供給する場合	7.8%	7.8%
高圧で供給する場合	4.1%	4.2%
特別高圧で供給する場合	2.7%	2.9%

○実施日

2023年4月1日の実施を予定しています。

※1：改正電気事業法第18条第1項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。

※2：小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金その他の供給条件を定めたもの。

※3：単価は消費税等相当額を除く。（ ）内は改定前収入に基づく電圧別平均単価。

※4：DR（デマンドレスポンス）とは、需要者側エネルギーリソースの保有者もしくは第三者が、そのエネルギーリソースを制御することで、電力需要パターンを変化させること。需要制御のパターンによって、需要を減らす（抑制する）「下げDR」、需要を増やす（創出する）「上げDR」の二つに区分される。

※5：通常、送電線は2回線1組として設置し、1回線を事故時などの緊急時用に確保しているが、N-1電制は、緊急時用に確保されている送電線についても、事故時に瞬時に発電遮断することを前提に平常時も活用し、送電運用容量を拡大する仕組み。緊急時用の容量を活用することで、より多くの電源の接続が可能になる。

※6：発電・小売電気事業者等が電力広域的運営推進機関へ提出した日々の発電・需要計画等に対する発電・需要実績等の差分をインバランスという。

需給の一致を図る観点から、インバランスについては、一般送配電事業者が補給等を行っており、当該補給等に係る精算金をインバランス料金という。

※7：発電所で発電された電気が需要者に供給されるまでの間に失われる電力量（損失量）を算定するための比率。なお、小売電気事業者等は、需要場所で消費される電力量とこれに係る損失量の合計に相当する量の電気の調達を行う。

今後、業績への影響等、開示すべき事項が判明した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上

別紙：料金単価表

添付資料：(参考) 新たな託送料金制度の導入に伴う収入上限の承認について (2022年12月23日付)

# 料金単価表（1）

## ■ 低圧 接続送電サービス料金（電灯）

※料金単価は、消費税等相当額を含みます。 ※実際の料金単価は、経済産業大臣の認可により決定されます。  
 ※「改定前単価」は、現在の託送供給等約款における2023年4月1日以降の適用単価です。

				単位	適用する料金単価		
					改定前単価	改定後単価	
電灯定額 接続送電 サービス	電灯 料金	10Wまで		1灯	33円29銭	34円56銭	
		10Wをこえ20Wまで		1灯	66円56銭	69円12銭	
		20Wをこえ40Wまで		1灯	133円12銭	138円26銭	
		40Wをこえ60Wまで		1灯	199円69銭	207円38銭	
		60Wをこえ100Wまで		1灯	332円82銭	345円64銭	
		100Wをこえる100Wまでごとに		1灯	332円82銭	345円64銭	
	小型機器 料金	50VAまで		1機器	99円41銭	103円24銭	
		50VAをこえ100VAまで		1機器	198円82銭	206円47銭	
		100VAをこえる100VAまでごとに		1機器	198円82銭	206円47銭	
電灯標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	最初の6kWまで	1送電サービス	198円00銭	290円40銭	
			6kWをこえる1kWにつき	1kW	66円00銭	96円80銭	
		主開閉器契約	最初の6kVAまで	1送電サービス	165円00銭	240円90銭	
			6kVAをこえる1kVAにつき	1kVA	55円00銭	80円30銭	
	電力量料金			1kWh	8円07銭	8円07銭	
	電灯 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	最初の6kWまで	1送電サービス	198円00銭	290円40銭
6kWをこえる1kWにつき				1kW	66円00銭	96円80銭	
主開閉器契約			最初の6kVAまで	1送電サービス	165円00銭	240円90銭	
			6kVAをこえる1kVAにつき	1kVA	55円00銭	80円30銭	
電力量料金			昼間時間	1kWh	8円74銭	8円65銭	
			夜間時間	1kWh	7円27銭	7円44銭	
電灯従量接続送電サービス				1kWh	11円32銭	12円85銭	

# 料金単価表（2）

## ■ 低圧 接続送電サービス料金（動力）

※料金単価は、消費税等相当額を含みます。 ※実際の料金単価は、経済産業大臣の認可により決定されます。  
 ※「改定前単価」は、現在の託送供給等約款における2023年4月1日以降の適用単価です。

			単位	適用する料金単価	
				改定前単価	改定後単価
動力標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1kW	429円00銭	460円90銭
		主開閉器契約	1kW	352円00銭	378円40銭
	電力量料金		1kWh	5円13銭	5円13銭
動力 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1kW	429円00銭	460円90銭
		主開閉器契約	1kW	352円00銭	378円40銭
	電力量料金	昼間時間	1kWh	5円53銭	5円47銭
		夜間時間	1kWh	4円65銭	4円75銭
動力従量接続送電サービス			1kWh	12円16銭	12円69銭

# 料金単価表（3）

## ■ 低圧 臨時接続送電サービス料金

※料金単価は、消費税等相当額を含みます。 ※実際の料金単価は、経済産業大臣の認可により決定されます。  
 ※「改定前単価」は、現在の託送供給等約款における2023年4月1日以降の適用単価です。

		単位	適用する料金単価		
			改定前単価	改定後単価	
電灯 臨時定額 接続送電 サービス	50VAまで		1送電サービス 1日につき	2円95銭	3円07銭
	50VAをこえ100VAまで			5円90銭	6円13銭
	100VAをこえ500VAまでの場合 100VAまでごとに			5円90銭	6円13銭
	500VAをこえ1kVAまで			58円99銭	61円28銭
	1kVAをこえ3kVAまでの場合 1kVAまでごとに			58円99銭	61円28銭
電灯臨時 接続送電 サービス	基本料金	最初の6kVAまで	1送電サービス	電灯標準接続送電 サービス(主開閉器契 約)の料金率を10%割 増したものの	電灯標準接続送電 サービス(主開閉器契 約)の料金率を10%割 増したものの
		6kVAをこえる1kVAにつき			
	電力量料金		1kWh	8円87銭	8円88銭
動力臨時定額接続送電サービス			1kW1日につき	74円89銭	82円59銭
動力臨時 接続送電 サービス	基本料金		1kW	動力標準接続送電 サービス(主開閉器契 約)の料金率を20%割 増したものの	動力標準接続送電 サービス(主開閉器契 約)の料金率を20%割 増したものの
	電力量料金		1kWh	6円15銭	6円15銭

# 料金単価表（４）

## ■ 高圧・特別高圧 接続送電サービス料金

※料金単価は、消費税等相当額を含みます。 ※実際の料金単価は、経済産業大臣の認可により決定されます。  
 ※「改定前単価」は、現在の託送供給等約款における2023年4月1日以降の適用単価です。

			単位	適用する料金単価		
				改定前単価	改定後単価	
高圧	高圧標準 接続送電 サービス	基本料金	1kW	517円00銭	663円30銭	
		電力量料金	1kWh	2円63銭	2円86銭	
	高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金	1kW	517円00銭	663円30銭	
		電力量料金	昼間時間	1kWh	2円85銭	3円10銭
			夜間時間	1kWh	2円32銭	2円62銭
	高圧従量接続送電サービス			1kWh	11円10銭	13円74銭
ピークシフト割引			1kW	308円00銭	397円10銭	
特別 高圧	特別高圧標準 接続送電 サービス	基本料金	1kW	407円00銭	440円00銭	
		電力量料金	1kWh	1円24銭	1円24銭	
	特別高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金	1kW	407円00銭	440円00銭	
		電力量料金	昼間時間	1kWh	1円32銭	1円31銭
			夜間時間	1kWh	1円15銭	1円17銭
	特別高圧従量接続送電サービス			1kWh	7円92銭	8円44銭
ピークシフト割引			1kW	242円00銭	264円00銭	

# 料金単価表（5）

**■ 高圧・特別高圧 臨時接続送電サービス料金** ※料金単価は、消費税等相当額を含みます。 ※実際の料金単価は、経済産業大臣の認可により決定されます。  
 ※「改定前単価」は、現在の託送供給等約款における2023年4月1日以降の適用単価です。

		単位	適用する料金単価	
			改定前単価	改定後単価
高圧臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kW	高圧標準接続送電サービスの料金率を20%割増したもの	高圧標準接続送電サービスの料金率を20%割増したもの
	電力量料金	1kWh	3円15銭	3円43銭
特別高圧臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kW	特別高圧標準接続送電サービスの料金率を20%割増したもの	特別高圧標準接続送電サービスの料金率を20%割増したもの
	電力量料金	1kWh	1円48銭	1円50銭

**■ 高圧・特別高圧 予備送電サービス料金** ※料金単価は、消費税等相当額を含みます。 ※実際の料金単価は、経済産業大臣の認可により決定されます。  
 ※「改定前単価」は、現在の託送供給等約款における2023年4月1日以降の適用単価です。

		単位	適用する料金単価	
			改定前単価	改定後単価
高圧	予備送電サービスA	1kW	75円90銭	96円80銭
	予備送電サービスB	1kW	148円50銭	185円90銭
特別高圧	予備送電サービスA	1kW	73円70銭	77円00銭
	予備送電サービスB	1kW	113円30銭	116円60銭



# 料金単価表（6）

## ■ 近接性評価割引

※料金単価は、消費税等相当額を含みます。 ※実際の料金単価は、経済産業大臣の認可により決定されます。  
※「改定前単価」は、現在の託送供給等約款における2023年4月1日以降の適用単価です。

	単位	適用する料金単価	
		改定前単価	改定後単価
受電電圧が標準電圧6,000V以下の場合	1kWh	72銭	72銭
受電電圧が標準電圧6,000Vをこえ 140,000V以下の場合	1kWh	42銭	42銭
受電電圧が標準電圧140,000Vをこえる場合	1kWh	21銭	21銭

# 新たな託送料金制度の導入に伴う 収入上限の承認について

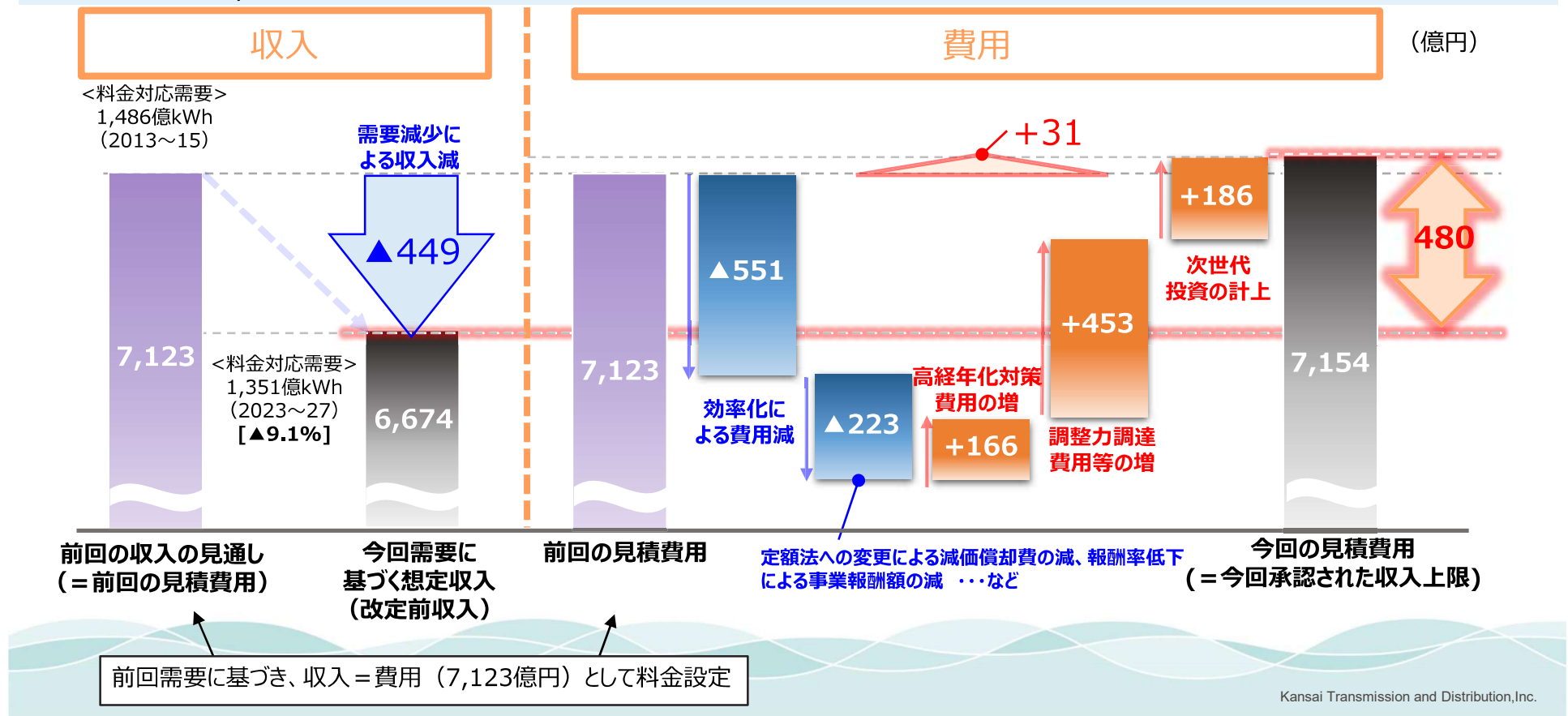
関西電力送配電株式会社

2022年12月23日



# 1 今回承認された収入上限（改定前収入との比較）

- 前回の料金改定（現在の託送供給等約款の料金単価を決定）時における収入の見通しは7,123億円/年でしたが、大幅な需要減少により、第1規制期間（2023～27年度）における想定需要と現在の約款の料金単価に基づき算定した収入の見通し（改定前収入）は449億円/年減少し、6,674億円/年と見込んでいます。
- 国による検証結果を踏まえ算定した見積費用（収入の見通し）は7,154億円/年と、前回の料金改定時の見積費用から31億円/年増加すると見込んでいます。これは、需要減少による収入減を上回るコスト効率化を織り込んだものの、高経年化対策費用の増加に加え、調整力調達費用等の外生的な需給関連費用の増加や、次世代投資の推進により、費用が増加したものです。
- 申請した収入の見通し（算定した見積費用）が、今回、収入上限として承認されましたが、承認された収入上限は、改定前収入に対し、480億円/年の増加（449+31）となっています。



# 【参考】電圧別平均単価

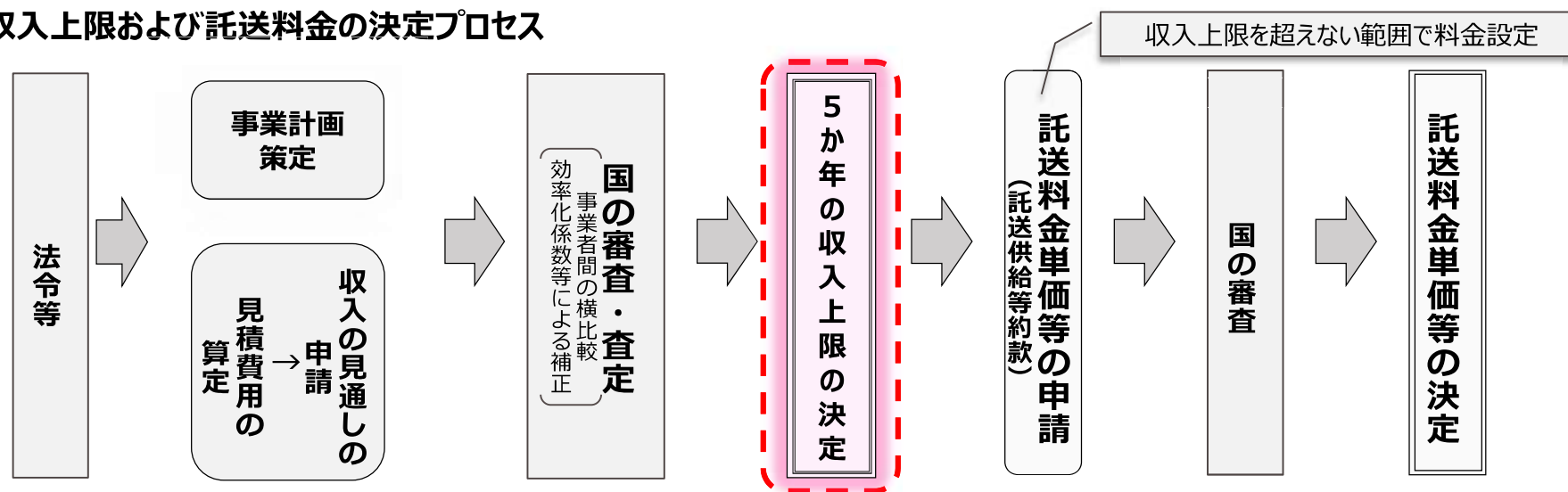
○経済産業省令「一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則」において、見積費用を、特別高圧・高圧・低圧の3電圧へ配分する方法が規定されており、その配分ルールに則り、今回の見積費用から算定した電圧別平均単価は以下のとおりです。

## ■ 今回の見積費用に基づく、電圧別平均単価

[円/kWh]

	改定前収入に基づく単価	今回の見積費用に基づく単価	差引
特別高圧	2.30	2.38	0.08
高 圧	4.14	4.85	0.71
低 圧	7.93	8.20	0.27

## ■ 収入上限および託送料金の決定プロセス



## 2 今後のスケジュール

- 今回承認された収入上限を基に、今後託送料金を設定し、託送供給等約款の認可申請を実施します。
- 託送供給等約款は、国による審査を経て、認可された後、2023年4月から新託送料金制度が開始されます。



(注) 審査の進捗状況などにより、スケジュールが変更となる可能性があります